

○動物の愛護及び管理に関する条例

平成12年12月20日

宮城県条例第137号

改正 平成15年3月20日条例第27号

平成18年3月23日条例第23号

平成19年12月18日条例第105号

平成22年3月24日条例第21号

平成23年4月28日条例第67号

平成24年3月23日条例第24号

平成25年3月26日条例第21号

平成25年7月16日条例第53号

平成26年3月27日条例第23号

平成27年3月25日条例第21号

平成28年3月22日条例第17号

平成29年3月23日条例第19号

平成30年3月23日条例第19号

平成31年3月22日条例第13号

令和元年12月24日条例第73号

令和2年3月24日条例第18号

令和2年3月24日条例第21号

令和6年3月20日条例第9号

令和7年3月21日条例第36号

令和8年3月25日条例第16号

動物の愛護及び管理に関する条例をここに公布する。

動物の愛護及び管理に関する条例

危険な動物の飼養及び保管に関する条例(昭和53年宮城県条例第42号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 動物の適正な飼養等（第6条—第12条）

第3章 特定動物の適正な飼養等（第13条・第14条）

第4章 雑則（第15条—第18条）

第5章 罰則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」

という。)に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の精神の高揚、動物の健康の保持並びに動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害（以下「危害」という。）並びに生活環境の保全上の支障の防止を図り、もって人と動物が共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 人が飼養し、又は保管する動物で、哺乳類、鳥類及び爬虫類に属するものをいう。
- (2) 特定動物 法第25条の2に規定する特定動物をいう。
- (3) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (4) 特定動物飼養者 法第26条第1項の許可を受けた者をいう。
- (5) 特定飼養施設 法第26条第1項に規定する特定飼養施設をいう。
- (6) 飼い犬 現に所有され、又は占有されている犬をいう。
- (7) 係留 飼い犬を丈夫な綱、鎖等で固定的な施設若しくは物件につなぎ、又はおり、さくその他の囲いに入れて飼養し、又は保管することをいう。

（県の責務等）

第3条 県は、動物の愛護及び適正な管理に関する知識の普及、啓発その他必要な施策を実施するものとする。

2 知事は、前項の施策の実施に当たり、市町村に必要な協力を求めることができる。

（飼い主の責務）

第4条 飼い主は、動物の本能、習性等について理解し、適正に飼養し、又は保管しなければならない。

2 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって人と動物が共生できる環境づくりに努めなければならない。

3 飼い主は、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるおそれがあると認めるときは、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他必要な措置をとるよう努めなければならない。

4 飼い主は、正当な理由がある場合を除き、動物を終生にわたり飼養し、又は保管しなければならない。

5 飼い主は、動物を終生にわたり飼養し、又は保管することが困難となった場合には、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、動物の愛護について理解を深め、県が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じて適正に給餌^じ及び給水を行うこと。
- (2) 疾病の予防を行う等動物の健康管理を行うこと。
- (3) 動物を飼養し、又は保管する場所を清潔に保つこと。
- (4) 動物の汚物及び汚水を適正に処理し、悪臭等の発生を防止すること。
- (5) 動物が道路、公園等の公共の場所又は他人の土地、物件等を汚し、又は損傷することのないようにすること。
- (6) 動物の異常な鳴き声、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- (7) 動物が逸走した場合は、自ら搜索し、收容すること。

(飼い犬の係留義務)

第7条 犬の飼い主は、その飼い犬（生後90日以内の犬を除く。）を常に係留しておかなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 警察犬、狩猟犬、牧羊犬、盲導犬、介助犬、聴導犬、運搬犬等特定の業務に使用される飼い犬をその目的のために使用するとき。
- (2) 飼い犬を危害を加えるおそれのない場所又は方法で飼育し、訓練し、移動し、又は運動させるとき。
- (3) 飼い犬を展覧会、競技会、サーカス等の催しのために使用するとき。

(飼い犬の收容等)

第8条 知事は、犬の飼い主が前条の規定に違反したため逸走している犬があるときは、その職員にこれを收容させることができる。

- 2 知事は、前項の規定により犬を收容した場合において、当該犬の飼い主が判明しないときは、規則で定めるところにより、当該犬の種類、收容の日時及び場所その他必要な事項を規則で定める期間公示しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による公示の期間が経過した日から起算して1日以内に、なお当該犬の飼い主が判明しないとき、又は飼い主が当該犬を引き取らないときは、当該犬が飼養されるよう必要な措置をとり、又は当該犬を処分することができる。

(犬及び猫の譲渡等)

第9条 知事は、法第35条第1項の規定により引き取った犬又は猫を、その飼養又は保管を希望する者であって適正に飼養し、又は保管できると認めるものに対し譲渡することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、法第35条第3項の規定により犬又は猫を引き取った場合及び法第36条第2項の規定により疾病にかかり、又は負傷した犬、猫等の動物を收容した場合について準用する。この場合において、前条第2項中「前項の規定により犬を收容した場合」とあるのは「法第35条第3項の規定により犬若しくは猫を引き取り、又は法第36条第2項の規定により疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物を收容した場合」

と、「当該犬」とあるのは「当該犬若しくは猫又は犬、猫等の動物」と、同条第3項中「当該犬」とあるのは「当該犬若しくは猫若しくは犬、猫等の動物」と読み替えるものとする。

(危害を加える野犬の駆除)

第10条 知事は、野犬（飼い犬以外の犬をいう。以下同じ。）が危害を加え、又は危害を加えるおそれのある場合であって、通常の方法によっては収容することが著しく困難であると認めるときは、一定の区域及び期間を定め、薬物等を使用して、これを駆除することができる。

2 知事は、前項の規定により野犬を駆除しようとするときは、当該一定の区域及びその付近の住民に対して、あらかじめ、その旨を周知させるものとする。

(飼い犬によるこう傷事故の届出等)

第11条 犬の飼い主は、その飼い犬が人又は家畜（家きんを除く。以下同じ。）をかんだときは、当該かんだ日の翌日から起算して3日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 飼い主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該犬が人又は家畜をかんだ日時及び場所

(3) 当該犬にかまれた者の氏名及び住所（家畜がかまれた場合にあっては、かまれた家畜の種類及び数並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

(4) 当該犬の種類、毛色、性別、年齢及び大きさ

(5) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の登録の有無及び同法第5条第1項の予防注射の接種の有無

2 人をかんだ犬の飼い主は、前項の規定による届出の日から起算して20日以内に、当該犬の狂犬病に係る診断書を知事に提出しなければならない。

3 犬にかまれた者又は犬にかまれた家畜の所有者若しくは管理者は、速やかに、その旨を知事に通報しなければならない。

(措置命令)

第12条 知事は、飼い犬が危害を加えた場合において、危害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、当該飼い主に対し、飼養又は保管の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第3章 特定動物の適正な飼養等

(遵守事項)

第13条 特定動物飼養者は、第6条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定動物を厳重に監視するとともに、特定飼養施設を、定期的に点検し、特定動物の適正な飼養又は保管に支障が生じないように維持すること。

(2) 地震、火災等の災害の場合における特定動物の逸走の防止その他とるべき緊急措

置を定めておくこと。

(3) その他特定動物が危害を加えることのないように飼養し、又は保管すること。

(緊急時の措置)

第14条 特定動物飼養者は、特定動物が特定飼養施設から逸走したときは、直ちに、保健所、警察署その他関係機関に通報するとともに、当該特定動物の捕獲又は殺処分、付近住民への周知その他危害の防止のために必要な措置をとらなければならない。

2 特定動物飼養者は、地震、火災等の災害が発生したときは、前条第2号の規定により定めた緊急措置を適切に実施し、特定動物による危害を防止しなければならない。

3 特定動物飼養者は、特定動物が危害を加えたときは、直ちに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 特定動物飼養者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 危害を加えた日時、場所及び原因

(3) 危害を受けた者の氏名及び住所

(4) 危害を加えた特定動物の種類及び特徴

(5) 過去に危害を加えたことの有無

第4章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、動物の管理の方法、施設の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、施設、施設の存する土地若しくは建物その他動物を飼養し、若しくは保管する場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護監視員)

第16条 法第37条の3第1項の規定により、動物愛護管理担当職員として動物愛護監視員を置く。

2 前項の動物愛護監視員は、法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は法第33条第1項の規定による立入検査、第8条の規定による収容及び前条第1項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う。

(手数料等)

第17条 知事は、次の各号に掲げる者から、申請の際に、1件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 法第10条第1項の規定による第一種動物取扱業の登録を申請する者 1万5,100

円

- (2) 法第13条第1項の規定による登録の更新を申請する者 1万5,100円
 - (3) 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可を申請する者 1万6,100円
 - (4) 法第28条第1項の規定による変更の許可を申請する者 9,100円
 - (5) 法第35条第1項の規定による犬又は猫の引取りを求める者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 生後90日以内の場合 1頭につき1,100円
 - イ 生後91日以上の場合 1頭につき2,500円
 - (6) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）第2条第6項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の再交付を申請する者 1,900円
 - (7) 省令第15条第6項（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付を申請する者 1,900円
- 2 法第35条第3項の規定により引き取られた犬若しくは猫、法第36条第2項の規定により収容された疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は第8条の規定により収容された犬（以下この項において「引き取られた犬等」という。）の飼い主は、当該引き取られた犬等の返還を求めるときは、規則で定めるところにより、県における当該引き取られた犬等の飼養又は保管に要した費用及びその返還に要した費用を負担しなければならない。
- 3 手数料は、知事が別に定める方法により納入しなければならない。
- 4 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、県の責めにより審査できなくなった場合その他正当な理由がある場合には、この限りでない。
- 5 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第1項第5号の手数料の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第19条 第14条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

- 2 第12条の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。
- 3 第7条の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、科料に処する。
 - (1) 第11条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第11条第2項の規定による診断書の提出をせず、又は虚偽の診断書を提出した者
 - (3) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の危険な動物の飼養及び保管に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項第4号に規定する学校等において危険な動物を飼養し、又は保管している者から知事に対してなされた届出でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の動物の愛護及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第1項の規定によりなされた届出とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第1項第6号の規定により、規則で定める者が規則で定める方法により危険な動物を飼養し、又は保管しているときは、その者については、新条例第9条第1項の規定による届出をした者とみなす。

4 前2項に規定するものを除き、この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、新条例の相当の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(東日本大震災により被害を受けた者に係る手数料等の特例)

6 知事は、第17条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる者が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により被害を受けた者であって手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間（次項において「第6項に係る特例期間」という。）に申請等がなされた登録等に係る手数料に限り、それぞれこれらの号に定める額の全部を免除することができる。

7 第6項に係る特例期間内に法第35条第3項の規定により引き取られた犬若しくは猫、法第36条第2項の規定により収容された疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は第8条の規定により収容された犬（以下この項において「第6項に係る特例期間内に引き取られた犬等」という。）の飼い主が東日本大震災により被害を受けた者であって第17条第2項の費用の負担をしないことが適当と認められるものである場合には、当該第6項

に係る特例期間内に引き取られた犬等の飼い主は、当該第6項に係る特例期間内に引き取られた犬等の返還を求めるときに限り、同条第2項の規定にかかわらず、同項の費用の負担をすることを要しない。

(令和元年台風第19号による災害により被害を受けた者に係る手数料等の特例)

- 8 知事は、第17条第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる者が令和元年台風第19号による災害により被害を受けた者であって手数料を免除することが適当と認めるものである場合には、令和元年10月10日から令和3年3月31日までの間（次項において「第8項に係る特例期間」という。）に申請等がなされた登録等に係る手数料に限り、それぞれこれらの号に定める額の全部を免除することができる。

- 9 第8項に係る特例期間内に法第35条第3項の規定により引き取られた犬若しくは猫、法第36条第2項の規定により収容された疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は第8条の規定により収容された犬（以下この項において「第8項に係る特例期間内に引き取られた犬等」という。）の飼い主が令和元年台風第19号による災害により被害を受けた者であって第17条第2項の費用の負担をしないことが適当と認められるものである場合には、当該第8項に係る特例期間内に引き取られた犬等の飼い主は、当該第8項に係る特例期間内に引き取られた犬等の返還を求めるときに限り、同条第2項の規定にかかわらず、同項の費用の負担をすることを要しない。

附 則（平成15年条例第27号）

この条例は、平成15年4月16日から施行する。

附 則（平成18年条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

（飼い犬取締条例の廃止）

- 2 飼い犬取締条例（昭和41年宮城県条例第33号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第105号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第21号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第67号）

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第53号）

この条例は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、第12条の規定（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例附則第 2 項中「平成27年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改める改正規定を除く。）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の規定は、平成26年11月25日から適用する。

附 則（平成28年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中食品衛生取締条例附則第 5 項の改正規定（「及び第 4 号」を削る部分に限る。）、第 9 条中動物の愛護及び管理に関する条例附則第 6 項の改正規定（「第 7 号」を「第 5 号」に改める部分に限る。）、第12条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例附則第 2 項の改正規定（「から50の項まで」を「及び50の項」に改める部分に限る。）及び第15条中麻薬及び向精神薬取締法施行条例附則第 2 項の改正規定（「から第 3 号まで」を「、第 2 号」に改める部分に限る。）は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年条例第19号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第19号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第73号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第21号）

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第17条に 1 項を加える改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 9 号）

この条例中第 3 条から第 5 条までの規定は公布の日から、第 1 条、第 2 条及び第 6 条の規定は同日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（令和 7 年条例第36号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年条例第16号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可を受けた行為、使用、設置、管理又は占有に係る使用料については、なお従前の例による。